

生活改善申し合せ事項

一、婚儀について

- (1) 披露宴は新郎・新婦を中心に招待者を少なくするなど、できるだけ簡素に行う。

二、祝い事について

- (1) 出産・お七夜・初節句・誕生・入学等の祝儀は一、〇〇〇円以内で、お返しはしない。

三、病氣見舞いについて

- (1) お見舞は、一、〇〇〇円以内とする。お返しはしない。
- (2) 全快の挨拶は、言葉又は、「はがき」で謝意を表す。
(「はがき」は各市町村の公民館等に準備してあります。)

四、葬儀について

- (1) 香典は、一、〇〇〇円以内とする。
- (2) 香典返しはしない。
- (3) 葬儀の際のお見舞金はやめる。
- (4) 花輪・生花・供物等は自粛する。
- (5) 灰寄せは、近親者を中心にして簡素に行う。
- (6) 参列者には昼食を出さない。

五、法要について

- (1) 新盆の見舞金は持たない。施主は、見舞者に記帳していただき、謝意を表す。
- (2) 法事等は簡素にし、引き出物を出さない。

六、時間を守る

- (1) 会合・行事及び儀式など開始時間は定刻に始める。
- (2) 主催者側は、集まりやすい開始時刻を定めるとともに、終了時刻も通知する。

七、招待等の通知

- (1) 冠婚葬祭の案内状には、生活改善の趣旨を印刷する。

平成三十一年三月

佐久地域二市二郡生活改善委員会

(小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・
南牧村・南相木村・北相木村・御代田町・立科町)